平成２５年（フ）第２８７号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟７－５号
債務者　清水鮮魚店こと　清水　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３８号
石川県かほく市高松カ44番地15
債務者　澤井　　満
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
福井県小浜市平野第27号１番地の１
債務者　江波　　純
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第３３号
福井県小浜市大手町９番39号
債務者　江波　　惠
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１２１３号
名古屋市北区元志賀町２丁目６番地　塚田荘102号
債務者　林　　泉
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８号
徳島県徳島市津田町４丁目１番71号
債務者　北野　貴志
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３６号
宮崎市田野町あけぼの３丁目41番地４　サンリット・レジデンス204号
債務者　福田　聖太
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４７号
宮崎市昭和町171番地　昭和マンション105号、前住所宮崎市橘通西１丁目４番12号　マウスフィールドＶ505号
債務者　迫　トヨ子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６４号
神戸市西区玉津町出合193番地の６、前住所兵庫県明石市小久保５丁目10番地の３　西明石グランドハイツ406号
債務者　橋本由美子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
神戸市西区枝吉１丁目65番地　シティハイツⅡ202号
債務者　岡坂　剛秀
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県明石市二見町西二見376番地の１　市住２棟501号、前住所兵庫県明石市二見町東二見1180番地　市住38号
債務者　山脇　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
富山市牛島本町１丁目７番43―105号　コーポラス牛島
債務者　藤島能扶子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４５号
富山市赤田809番地１　県営住宅２棟303号
債務者　酒井　美幸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５０３号
大阪府守口市梶町１丁目28番２号
債務者　表　　潤子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９９号
大阪市都島区中野町２丁目11番11号
債務者　山本　博貴
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９０号
大阪府高槻市大手町３番３号　はまじん３―Ａ号
債務者　中川　雄大
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０５号
大阪府門真市大橋町５番42号
債務者　竹本　貴人
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部